

平成 25 年 6 月 3 日

いわゆる「偽装質屋」への対応について

昨今、質屋営業を装い、担保価値のない物品を質置きさせた上で、実質的に年金等を担保にして金銭の貸付を行い、高額な金利等の支払を求めるいわゆる「偽装質屋」に関する相談が、消費生活センターに寄せられています。このことを踏まえ、いわゆる「偽装質屋」について、別紙のとおり、本日、独立行政法人国民生活センターから消費者に向けて注意喚起が行われました。

消費者の皆様におかれましては、質屋営業を装ういわゆる「偽装質屋」からの借入は絶対に行わないようになるとともに、御自身や周囲の方が生活資金の借入や多重債務で困っていたら、消費生活センターや専門の相談窓口に相談していただきましますようお願いいたします。

消費者庁としては、いわゆる「偽装質屋」について、引き続き、警察庁、金融庁、国民生活センター等の関係機関と連携しつつ取組を行うとともに、各都道府県においても、消費者への情報提供に努め、また、消費者行政担当部局と警察部局及び財務局との十分な連携が図られるよう、取組を促進してまいります。

本件に関する問合せ先

消費者庁 消費者政策課 吉田、佐川
TEL : 03(3507)9150



報道発表資料

高齢者の消費生活トラブル注意報 No.9

平成 25 年 6 月 3 日

独立行政法人国民生活センター

いわゆる「偽装質屋」からは絶対に借り入れしないで！ — 「質草は何でもいい」「年金口座から自動引落し」などのうたい文句に注意—

高齢者等に対して「質草は何でもいい」などと言って担保価値のない物品を質に取り、実際には年金などを担保として違法な高金利で貸付をするいわゆる「偽装質屋」に関する相談が、全国の消費生活センターに寄せられている。相談事例をみると、年金の支給対象となる 60 歳以上の高齢者が多く、「借り入れを続けて返済が困難になった」といった事例もみられる。

2010（平成 22）年に改正貸金業法等が完全施行され、貸金業における上限金利は引き下げられたが（29.2%→20%）、質屋を装って貸付を行う「偽装質屋」は、それよりはるかに高い金利を設定し、事実上、高齢者の公的年金受給口座から自動引落しサービスを利用して元利金の引落しを行うなどしている。「偽装質屋」をめぐっては、2012 年以降、警察によって貸金業法違反（無登録営業）等での摘発が相次ぎ¹、警察庁も注意喚起をしている²。そこで、全国の消費生活センターに寄せられた相談事例の傾向などを情報提供し、「偽装質屋」からは絶対に借り入れしないよう注意喚起する。

1. PIO-NET³にみる相談件数の推移

全国の消費生活センターに寄せられた「偽装質屋」に関する相談件数は、2009 年度以降増加しており、2012 年度は 194 件であった⁴（図 1）。また、契約当事者の年代別にみると、60 歳以上が全体の 7 割以上を占め、高齢者のトラブルが非常に多い（図 2）。

¹ 例えば、2012 年 11 月に大分県警が検挙した（株）サンエイ（福岡県北九州市）関係者は、貸金業法違反（無登録営業）及び出資法違反（高金利）で有罪判決を受け、確定している。

² 警察庁ホームページ参照（<http://www.npa.go.jp/images/gisoushichiya.pdf>）。警察総合相談電話（「#9110」）で相談を受付けている。

³ PIO-NET（バイオネット：全国消費生活情報ネットワーク・システム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センターをオンラインネットワークで結び、消費生活に関する情報を蓄積しているデータベースのこと。

⁴ 2013 年 5 月 28 日までの登録分。件数は、本件のため特別に精査したものである。

図1 年度別相談件数（2007年度以降）

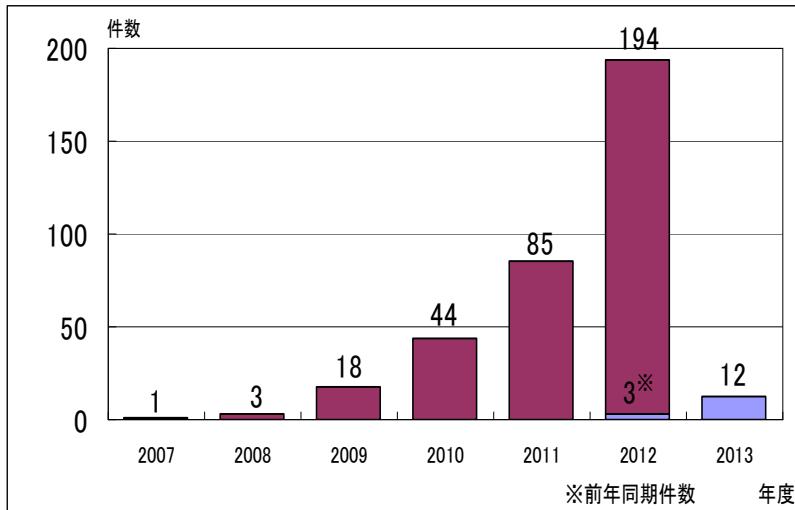
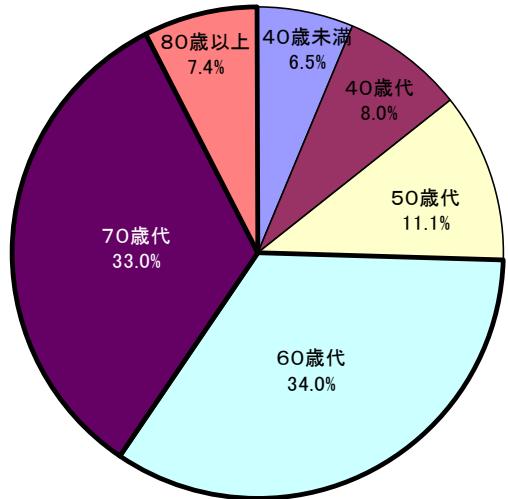


図2 契約当事者年代別件数（2007年度以降）



※不明・無回答を除く。

2. 主な相談事例

【事例1】

ポスティング広告を見て質屋に電話し、「何でもいいから質草を持ってきて」と言われたので、ゴミ同然の時計を持って行き、9万円を借りた。2回に分けて、年金支給日に口座から自動引落しで返済することとなった。利息が高いので一括で返そうと思ったが、11万円以上も返済しなくてはならず、到底支払えない。借りたものは返さないといけないと思うが、生活できない。どうしたらいいか。

(相談受付：2013年1月、契約者：60歳代、男性、福岡県)

【事例2】

チラシで見た質屋に行き、壊れた時計、使い古した財布、母の古いネックレスを質に入れて高額な融資を受けた。質屋から、「お金に困っているなら、年金を担保に融資できる」と言われ、勧められるままに借り入れをした。返済は年金支給日に質屋に通帳を渡して、質屋が引き出しをする。生活にも困窮している。どうしたらよいか。

(相談受付：2013年3月、契約者：70歳代、男性、群馬県)

【事例3】

チラシを見て高齢者でも貸してくれると書いてあったので事務所に出かけた。何かを預けるとお金を貸してくれるとのことだったので、指輪を預けて5万円借りた。1カ月4,000円の利息を払えば何度も借り換えができる、店頭で借りては返しを繰り返していた。その後口座引落しにするように言われてそうしたが、引落し額が多いように思っていた。友人がこの会社は問題がある会社だと教えてくれたので、次回の年金日の引落しを止めたい。

(相談受付：2012年11月、契約者：80歳代、女性、熊本県)

3. 消費者へのアドバイス

(1) 「偽装質屋」はたとえ質屋の許可を得ていても、その実態は高金利のヤミ金です。「偽装質屋」からの借り入れは絶対にしないでください

「偽装質屋」の特徴としては、「質草は何でもいい」「返済は年金口座から自動引落し」などと勧誘するのですが、高金利の違法な貸付です。また、「偽装質屋」が年金口座から引落しを求めるのも法律で禁止されています。さらに、一時的に借り入れができたとしても、年金等から利息や元本を支払うことになるため手元にお金が残らなくなり、結果的に同じような借り入れを繰り返えさざるを得なくなります。「偽装質屋」から借り入れをすることは絶対にしないでください。

(2) 生活資金の借り入れや多重債務で困っていたら、自治体の窓口や消費生活センターなどに相談してください

生活資金の借り入れや多重債務で困っている場合には、不審な業者から安易に借り入れしたりせず、自治体の多重債務相談窓口や消費生活センターに相談してください。また、弁護士会等で無料の法律相談を行っているところもあるので、まずはそれらの窓口に相談してください。

4. 情報提供先

消費者庁 消費者政策課

消費者委員会事務局

警察庁 生活安全局 生活経済対策管理官

金融庁 総務企画局 政策課金融サービス利用者相談室

金融庁 監督局 総務課金融会社室

金融庁 監督局 銀行第一課

全国質屋組合連合会

参考資料

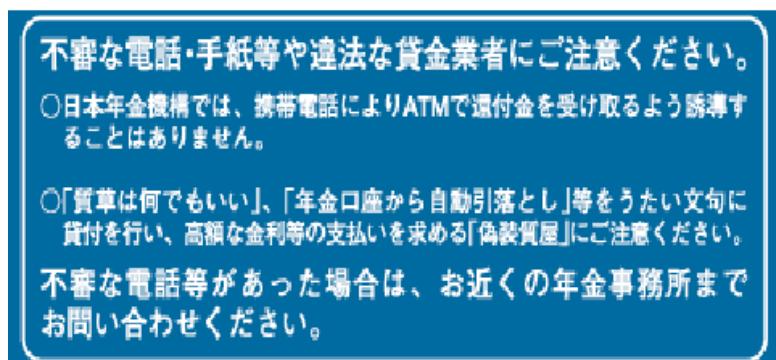
(参考)年金振込通知書による注意喚起

平成25年10～12月にかけて日本年金機構が年金受給者に対して送付した年金振込通知書の中で、偽装質屋に関する情報を記載し、受給者に注意を呼びかけた。

<年金振込通知書(表面)>



<拡大図>



(出所)日本年金機構ウェブサイト資料をもとに作成